

## 当麻町まちづくり寄附金返礼品等募集要綱

### 1. 目的

当麻町まちづくり寄附金（ふるさと納税）制度による当麻町への寄附の促進と魅力発信、地元特産品等のPR及び販売促進など、地域経済の活性化との相乗効果を図るため、寄附者に贈呈する商品やサービス（以下「返礼品等」という。）の企画提案を募集する。

### 2. 応募者の要件

返礼品等の企画提案に応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 当麻町内に事業所（本店・支店等は問わない。）を有する法人、その他の団体または個人事業者であること。  
ただし、当麻町のPRにつながると判断されるような場合はその限りではない。
- (3) その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること。

### 3. 募集する返礼品等について

#### (1) 要件

募集する返礼品等は、次に掲げる要件を満たしている商品やサービスとする。

- ① 当麻町の魅力発信やイメージアップまたは地域振興につながるものであること。
- ② 総務省 地場産品基準（総務省告示第179号第5条）に適合するもの。
- ③ 品質及び数量の面において、安定供給が可能であること。ただし、期間限定・季節限定・数量限定等についても可とする。なお、その場合は、提供開始・終了時期等について企画提案時にその旨を明示すること。
- ④ 食料品については、発送手段等を考慮の上、消費期限に十分留意すること。生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、商品の発送希望日等を当麻町と事前に調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。
- ⑤ サービスの場合は、町内で提供されるものであること。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っていること。
- ⑥ 平成29年4月1日の総務省の通知に基づき、商品券などの換金性の高い品については、返礼品の対象とはならないものとする。

#### (2) 価格

寄付金額及び提案価格、送料については、応募者と当麻町が協議のもと決定する。

#### (3) 附帯業務

返礼品等の提供にあたり、下記業務をあわせて行うものとする。

- ① 当麻町からの発注依頼に基づき、寄附者への返礼品等の発送事務を行うこと。また、町

が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。

- ② 当麻町からの返礼品等の発送依頼後速やかに寄附者への発送が完了できること、また、ポータルサイト掲載の発送期限を厳守すること。
- ③ 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに町へ報告を行うこと。この場合、補償やクレーム対応については、町は一切の責任を負わないものとする。
- ④ 返礼品等の受注・発送に係る寄附者の個人情報については、返礼品等の発送以外の目的には使用しないこと。

#### 4. 応募方法・応募先

別紙「当麻町まちづくり寄附金返礼品提供者登録申込書兼変更届」、「当麻町まちづくり寄附金返礼品等企画提案書」（以下「企画提案書」という。）に必要事項を記入し、下記まで提出すること。なお、商品イメージのわかる画像やその他資料をあわせて提出すること。

当麻町役場 情報発信戦略課ふるさと納税推進係  
〒078-1393 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

TEL : 0166-84-2111 FAX : 0166-84-4883

E-mail : machidukurikifu@town. tohma. hokkaido. jp

#### 5. 募集期間

応募受付については随時行うものとする。

#### 6. 選考方法

本要綱に基づき、まちづくり寄附金の返戻品等として認められるかを総合的に判断し選考する。選定結果については、書面で通知するものとする。

#### 7. その他・留意事項

- ① 返礼品等として採用された場合、当麻町と返礼品等についての契約を結ぶものとする。なお、契約後、事前に特段の申し出がない場合は、この契約を年度ごとに自動更新する。
- ② 契約期間内における契約内容の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情により、返礼品等の提供が困難な場合は、別途協議の上、対応するものとする。
- ③ 契約期間内であったとしても、本要綱に基づき、返礼品等提供者として要件を満たさなくなると判断された場合や提供される商品・サービスが返礼品等として不適切であると判断された場合には、契約を解除する場合がある。
- ④ 返礼品等として提供される商品・サービスについては、町のホームページやふるさと納税ポータルサイト、パンフレット等に、返礼品等提供者名・返礼品名・画像などを掲載することに同意するものとする。
- ⑤ 返礼品等の発送の際に、独自にパンフレット等を同封し、自己PRすることを妨げない。

- ⑥ サービス以外の返礼品等の配送に係る業者の選択は応募者の自由とするが、寄附者に届いた返礼品に不具合があり、再配達する場合の費用については応募者若しくは配送業者が負担する。